

健発0114第1号
平成22年1月14日

各
〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長〕
殿

厚生労働省健康局長

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律及び
臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号。以下「改正法」という。）については、平成21年7月17日に公布されたところですが、その主な内容等は下記第1のとおりです。

また、改正法の一部（親族への優先提供の意思表示に係る規定）が平成22年1月17日に施行されることに伴い、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第3号）が1月14日に公布されたところですが、その内容は下記第2のとおりです。

つきましては、貴職におかれては、その趣旨を踏まえ、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

記

第1 改正法の主な内容等

1 平成22年1月17日施行分

平成22年1月17日に施行される改正法の内容は、次のとおりであること。
なお、親族の範囲、意思表示の方法等については、別途通知すること。

親族への優先提供の意思表示（第6条の2関係）

移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができることとする。

2 平成22年7月17日施行分

平成22年7月17日に施行される改正法の内容は、次のとおりであること。

(1) 臓器摘出の要件の改正（第6条第1項関係）

本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するときにおいても、移植術に使用されるための臓器を摘出することができることとしたこと。

(2) 「脳死した者の身体」の定義の改正（第6条第2項関係）

脳死した者の身体の定義規定から、「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって」との文言を削除すること。

(3) 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正（第6条第3項関係）

本人が書面により臓器提供の意思表示をしている場合において、本人が書面により脳死判定に従う意思を表示している場合だけでなく、脳死判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合にあつては、家族が脳死判定を行うことを拒まないとき又は家族がないときには、臓器摘出に係る脳死判定を行うことができることとしたこと。

また、本人について臓器提供の意思が不明の場合であり、かつ、脳死判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するときにおいても、臓器摘出に係る脳死判定を行うことができることとしたこと。

(4) 移植医療に関する啓発等（第17条の2関係）

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(5) 検討（附則第5項関係）

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 改正法の解釈上の留意点

上記2(2)の改正については、改正法に係る国会審議の過程において、「これをもって脳死を一律に人の死と定義したのではないか」との論議があったところ。この点については、別添のとおり、参議院本会議における改正法の趣旨説明がなされており、その要旨は、脳死が人の死であるのは、改正後においても改正前と同様、臓器移植に関する場合だけであり、一般の医療現場で一律に脳死を人の死

とするものではない、というものであるので、十分御留意の上、関係者への周知、広報に当たっては、配意をお願いしたいこと。

第2 臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の内容

1 脳死判定に関する記録の記載事項等の追加（第5条第1項及び第2項関係）

脳死判定を行った医師が作成する記録には、判定を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していたときは、その旨を記載しなければならないこと。

また、その場合には、当該書面の写しを添付しなければならないこと。

2 臓器の摘出に関する記録の記載事項等の追加（第6条第1項及び第2項関係）

臓器の摘出を行った医師が作成する記録には、臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していたときは、その旨を記載しなければならないこと。

また、その場合には、当該書面の写しを添付しなければならないこと。

3 臓器のあっせんの帳簿に添付する書類の追加（第13条第2項関係）

臓器あっせん機関は、その行った臓器のあっせんについて、臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していた場合であって、当該意思により当該親族が移植術を受けたときには、その作成する帳簿に次の書類を添付しなければならないこと。

ア 臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を表示した書面の写し

イ 臓器の摘出を受けた者と当該臓器を使用した移植術を受けた者との親族関係を明らかにすることができる書類

4 施行日

平成22年1月17日